

◎新潟県告示第1201号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Flunitazene、Flunitazene）及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Metodesnitazene、Metazene）及びその塩類
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン（通称名：MD-PiHP、MD-PHiP）及びその塩類
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5' Br-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年11月7日